

とち 土地を つかうときは そうだんして ください



21

土地を つかうときは 遺跡があるか しらべる ひつようが あります。

たてものを たてるときは 遺跡があるか しらべる ひつようが あります。

遺跡は むかしの人が 生活した あとが のこっている だいじな ところです。

遺跡があるか しらべるときは 市役所< 歴史民俗資料館 >に そうだんして ください。

しらべて おわったら 土地を つかうことが できます。

土地に 遺跡があったときは 市役所が くわしく しらべます。

しらべる お金は 土地を つかう人が はらって ください。

つかう 土地が 1000㎡より 大きいときは < 都市整備課 >に そうだんして ください。



◎77ページの むずかしい ことば◎

※遺跡・・・むかしの人が 生活したことが わかるもの。 むかしの人が つくった たてもの。 せんそうや 大きな じけんが あったことが わかるもの。

くわしい 話を きく ところ	ばしよ	でんわばんごう
歴史民俗資料館	山武市殿台343番地2	0475-53-3023

< 受けつけ時間 > 火曜日 から 日曜日 まで ごぜん 9時00分 から ごご 4時30分 まで

※やすみの日は でんわを かけて きいて ください。

土地が 1000㎡より 大きいとき	ばしよ	でんわばんごう
都市整備課	山武市殿台296番地 ⑮まどぐち	0475-80-1191

< 受けつけ時間 > 月曜日 から 金曜日 まで ごぜん 8時30分 から ごご 5時15分 まで

※土曜日 日曜日 しゅくじつ と 12月29日から つぎの年1月3日 までは やすみです。